

草加市緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断補助金交付要綱

〔令和6年3月29日
告示第224号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和62年規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、草加市建築物耐震改修促進計画の耐震化を促進するための基本的な考え方にに基づき、地震等による市内の緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物等の倒壊の被害を防ぎ、避難路及び輸送路を確保し、災害に強いまちづくりを推進するため、市内の緊急輸送道路沿道の建築物等について耐震診断を行う建築物等の所有者等に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急輸送道路 道路閉塞を防ぐべき道路として草加市建築物耐震改修促進計画に記載された緊急輸送道路をいう。
- (2) 緊急輸送道路閉塞建築物 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、特殊法人（法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）をいう。）等以外の者が所有する建築物のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条第3号に規定する通行障害建築物であって、その敷地が緊急輸送道路に接するものをいう。
- (3) 木造建築物の耐震診断 木造の緊急輸送道路閉塞建築物について、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断又は精密診断に基づき、地震に対する安全性を評価することをいう。
- (4) 木造建築物以外の耐震診断 木造以外の緊急輸送道路閉塞建築物について、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき、地震に対する安全性を評価することをいう。

(補助対象となる耐震診断)

第3条 この要綱において、補助金の交付の対象となる耐震診断は、次の各号に掲げる耐

震診断の区分に応じ、当該各号に定める者（以下「耐震診断士」という。）により実施するものでなければならない。

(1) 木造建築物の耐震診断 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有する者（建築士法（昭和25年法律第202号。次号において「士法」という。）第23条の規定により登録を受けた建築士事務所に属する者に限る。以下同じ。）で、都道府県等が実施する耐震診断講習会の受講を修了した者又は都道府県若しくは市町村の耐震診断資格者名簿に登録されたもの

(2) 木造建築物以外の耐震診断 一級建築士又は二級建築士の資格を有する者（士法第3条に規定する建築物にあつては一級建築士に限る。）。ただし、当該診断が適正に行われたか否かを確認するために公的機関又はこれに準ずる機関（以下「公的機関等」という。）の判定を受けなければならない。

（補助対象建築物）

第4条 補助金の交付の対象となる建築物は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していることが明らかなもの又は草加市既存住宅耐震診断補助金を交付した建築物はこの限りでない。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて工事に着手した緊急輸送道路閉塞建築物

(2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第2条第1号に規定するマンションの場合にあつては、全戸数（居住の用に供するものに限る。以下同じ。）の半数以上の住戸に区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が居住しており、マンション管理組合その他区分所有者の集会（以下「管理組合等」という。）において耐震診断の実施について決議がなされたもの

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 第4条に規定する補助対象建築物の所有者又は区分所有者の団体若しくは管理者（建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する区分所有者の団体又は管理者をいう。）であること。

(2) 補助対象建築物の所有者が複数ある場合は、第7条の申請者以外の共有者全員の同意を得ていること。（区分所有者の団体若しくは管理者が申請する場合を除く。）

(3) 市税を滞納していないこと。（区分所有者の団体若しくは管理者が申請する場合を除く。）

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、補助対象建築物の耐震診断に要した費用の額に3分の2を乗じて得た額（その額に100円未満の端数がある場合においてはその端数を切り捨てた額）とし、3,000,000円を上限とする。

2 前項の補助金の交付額は、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

3 補助金の交付は、補助対象建築物1棟につき1回限りとする。

（交付の申請）

第7条 規則第4条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、当該耐震診断を実施する前に、草加市緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 案内図及び配置図（前面道路の幅員、各部分の高さ及び当該部分から前面道路の境界線までの水平距離が明示されたもの）

(2) 現況写真

(3) 補助対象建築物の確認済証及びその写し又は建築時期が確認できる書類

(4) 補助対象建築物を昭和56年6月1日以降に増改築している場合は、増築の確認済証及びその写し又は増改築時期が確認できる書類

(5) 補助対象建築物の所有者等であることを証する書類

(6) 補助対象建築物の所有権を有する者が複数ある場合は、当該建築物の所有者全員の同意を得たことを証する書類（申請者が第5条に規定する区分所有者の団体又は管理者である場合を除く。）

(7) 区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類（申請者が第5条に規定する区分所有者の団体又は管理者である場合に限る。）

(8) 耐震診断に要する費用の見積書の写し

(9) 委任状（交付申請を委任する場合に限る。）

(10) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知等)

第8条 規則第8条第1項又は第2項の規定による通知は、草加市緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断補助金交付決定・否決定通知書（第2号様式）によるものとする。

2 前項の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに耐震診断に着手しなければならない。

(変更等の承認申請)

第9条 規則第7条第1項第1号に規定する承認を受けようとするときは、草加市緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断内容変更承認申請書（第3号様式）に当該変更事項に関する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 規則第7条第1項第2号に規定する承認を受けようとするときは、速やかに草加市緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断中止等承認申請書（第4号様式）により市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、草加市緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断内容変更承認・不承認通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、草加市緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断中止等承認・不承認通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条第1項の規定による実績報告をしようとするときは、草加市緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断士が作成した耐震診断報告書及び関係図面の写し
- (2) 耐震診断の契約書等の写し
- (3) 耐震診断の領収書の写し
- (4) 公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し（木造建築物の耐震診断の場合は除く。）
- (5) 委任状（実績報告を委任する場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月1日までに行わなけ

ればならない。ただし、市長が当該期限を変更し、又は延長する必要があると認めるときは、この限りでない。

(交付額確定通知)

第11条 規則第14条の規定による通知は、草加市緊急輸送道路閉塞建築物震診断補助金交付額確定通知書（第8号様式。次条において「交付額確定通知書」という。）によるものとする。

(交付請求)

第12条 補助金の交付を請求しようとするときは、草加市緊急輸送道路閉塞建築物震診断補助金交付請求書（第9号様式）に交付額確定通知書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 規則第16条第3項において準用する規則第8条の規定による通知は、草加市緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書（第10号様式）によるものとする。

(補助金の見直し)

第14条 補助金は、令和8年度までに見直しを行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。